

## 監査の結果（平成 28 年 1 月 29 日決定分）

## 第 1 監査の概要

## 1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

## 2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 25 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

## 3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

## 4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 19 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	西部総務事務所	平成 27 年 11 月 10 日	平成 27 年 10 月 13 日, 16 日, 21 日, 22 日	実地	3
2	東部総務事務所	平成 27 年 10 月 29 日	平成 27 年 10 月 7 日, 8 日	実地	5
3	北部総務事務所	平成 27 年 10 月 23 日	平成 27 年 10 月 6 日, 7 日	実地	6
4	西部県税事務所	平成 27 年 11 月 10 日	平成 27 年 10 月 13 日, 16 日, 21 日, 22 日	実地	7
5	県立総合技術研究所 保健環境センター	平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年 9 月 29 日	書面	8
6	県立総合技術研究所 水産海洋技術センター	平成 27 年 9 月 11 日	平成 27 年 9 月 1 日	実地	9
7	東部厚生環境事務所・ 東部保健所	平成 27 年 10 月 29 日	平成 27 年 10 月 7 日, 8 日	実地	10

8	北部厚生環境事務所・ 北部保健所	平成 27 年 10 月 23 日	平成 27 年 10 月 6 日	実地	11
9	県立広島学園	平成 27 年 9 月 10 日	平成 27 年 8 月 26 日	実地	12
10	動物愛護センター	平成 27 年 9 月 9 日	平成 27 年 8 月 27 日	実地	14
11	西部農林水産事務所	平成 27 年 11 月 10 日	平成 27 年 10 月 13 日, 16 日, 22 日	実地	15
12	西部畜産事務所	平成 27 年 11 月 10 日	平成 27 年 10 月 16 日	実地	16
13	西部家畜保健衛生所	平成 27 年 11 月 10 日	平成 27 年 10 月 16 日	実地	17
14	東部建設事務所	平成 27 年 10 月 29 日	平成 27 年 10 月 8 日, 9 日	実地	18
15	北部建設事務所	平成 27 年 10 月 23 日	平成 27 年 10 月 6 日, 7 日	実地	19
16	歴史博物館	平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年 9 月 10 日	書面	20
17	福山北警察署	平成 27 年 9 月 1 日	平成 27 年 9 月 1 日	実地	21
18	尾道警察署	平成 27 年 9 月 3 日	平成 27 年 9 月 3 日	実地	22
19	府中警察署	平成 27 年 8 月 28 日	平成 27 年 8 月 28 日	実地	23

## 第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 西部総務事務所

#### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること
- ・ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市， 大竹市，東広島市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・ 組織体制（人数は、平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	13人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	17人	1課	総務課
西部総務事務所東広島支所	23人	2課	総務課，経理課

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項】

##### 行政財産使用料の調定について

行政財産使用料の徴収において、当該年度に調定をしていないものや遅延しているものが見受けられた。これらの使用料は既に徴収済であるものの、適正な事務処理に努められたい。（総務第二課）

##### 【当該年度に調定をしていないもの】

年度	使用許可財産	許可内容	使用料(年額)
25	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱1本，支線1条	3,000円
26	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱2本，支線2条	6,000円
26	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	ガス管14m	1,500円

##### 【調定の遅延】

年度	使用許可財産	許可内容	使用料(年額)	徴収すべき期限	納付書に記載された納期限
27	土地（広島県廿日市庁舎第2庁舎）	電柱1本，支線1条	3,000円	平成27年4月30日	平成27年10月6日

27	土地（広島県廿日市庁舎 第2庁舎）	電柱2本, 支線2条	6,000円	平成27年4月 30日	平成27年10月 6日
27	土地（広島県廿日市庁舎 第2庁舎）	ガス管14m	1,680円	平成27年4月 30日	平成27年10月 6日

根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条
----	-------------------

## 2 東部総務事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	

- ・ 組織体制（人数は，平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	23人	2課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	10人	1課	総務第二課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 北部総務事務所

#### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること  
各事業事務所等の連絡調整に関すること  
各事業事務所の危機管理の総括に関すること  
県民相談に関すること
- ・ 所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制（人数は，平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	15人	1課	総務第二課

#### (2) 監査の結果

##### 【指摘事項】

##### 現金の管理について

常時の資金前渡において，北部総務事務所出納員へ資金前渡をした現金の一部について，食肉衛生検査所の職員に保管・支払をさせていた。また，当該現金の残高について，受払の都度，現金出納簿と照合していなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部総務事務所）

根拠	・ 広島県会計規則第32条 ・ 「現金の適正な保管管理について」（平成26年12月12日付会計管理者通知）
----	--

## 4 西部県税事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること，滞納となった県税の徴収に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町10番23号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目3番25号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目2番68号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	138人	7課1班	税務管理課，地方税特別滞納整理班，滞納整理第一課，滞納整理第二課，法人課税課，個人課税課，不動産税課，自動車税課
西部県税事務所呉分室	11人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	13人	2班	納税班，滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	35人	3課	納税課，不動産評価課，軽油調査課

### (2) 監査の結果

#### 【検討要請事項】

##### 自動車税の減免について

身体障害者等に対する自動車税の減免について，家族等（身体障害者等と同一生計の者）が所有又は運転する自動車については，本人の通学，通院等のために専ら使用する場合に限り対象となるが，この減免を決定する決議書には，当該自動車が要件を満たしているかを判断できる程度の具体的な記載や資料の添付はなく，減免申請の受付時に口頭で減免要件の確認を実施していた。

また，減免決定年以降は，申請事項の変更の有無のみを記載させる現況報告書の提出を求めている。

税の減免は個々の納税者に対して租税債権を放棄するものであるため，当該自動車が身体障害者等本人のために専ら使用していることについて，客観的な説明ができるよう，減免申請書等の記載事項の確認方法や記録などについて，本庁等と連携し，様式の変更を含めて検討する必要がある。

## 5 県立総合技術研究所保健環境センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 公衆衛生の確保及び生活環境の保全，保有技術から産業技術振興のための応用技術の開発
- ・ 所在地 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 組織体制 3部（総務企画部，保健研究部，環境研究部）
- ・ 職員数 36人（平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。



## 6 県立総合技術研究所水産海洋技術センター

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 広島かき等，養殖業の発展のための技術開発  
海洋環境の保全・創造を図るための環境修復技術等の開発  
海洋生物資源の持続的利用を図るための管理・培養技術の開発  
海・川を一体化した試験研究の推進
- ・ 所在地 呉市音戸町波多見六丁目 21 番 1 号
- ・ 組織体制 3 部（総務部，技術支援部，水産研究部）
- ・ 職員数 20 人（平成 27 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 東部厚生環境事務所・東部保健所

### (1) 機関の概要

・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など

・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

・組織体制（人数は，平成 27 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・東部保健所	58 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	41 人	4 課	厚生課，保健課，衛生環境課， 試験検査課

### (2) 監査の結果

#### 【改善を求める事項】

##### 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（東部厚生環境事務所・東部保健所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 25 年 10 月]
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	169 人 55,494,533 円	157 人 53,890,960 円

## 8 北部厚生環境事務所・北部保健所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 介護保険・地域医療に関すること，保健対策・健康増進・地域包括ケアに関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部厚生環境事務所・北部保健所	40人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

※人数は，育児休業者2名を含む。

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 9 県立広島学園

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし，又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ，又は保護者の下から通わせて，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，自立支援課）
- ・ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）
  - 常勤職員数 26 人
  - 非常勤職員数 36 人
- ・ 児童の状況（平成 27 年 8 月 1 日現在） （単位：人）

区 分	小学生	中学生			中卒児童	計
	6 年生	1 年生	2 年生	3 年生		
男 子	2	1	2	8	5 (2)	18 (2)
女 子	0	0	2	1	2	5 (0)
計	2	1	4	9	7 (2)	23 (2)

（注）（ ）内は措置停止数で内数

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### ア 現金出納簿の作成について

証明事務手数料を現金で領収しているが，現金出納簿を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第 82 条
-----	---------------

#### イ 非常勤職員の報酬等の支給に係る事務処理について

非常勤職員の報酬等の支給に係る事務処理について，次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 出勤簿で勤務実績を確認することなく支出を行っているものがあった。

根拠	支出マニュアル II・第 7 支出命令等 6 支出命令 (1) 必要な書類
----	---------------------------------------

(イ) 平成 26 年 5 月分の通勤費について，支給単価（日額）を誤り，過少に支給しているものがあった。

支給不足額	1 人 268 円
根 拠	非常勤職員の通勤費支給要領第 7 3 通勤費の改定

#### ウ 旅費の支給について

靡においては，翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが，4 月 30 日を過ぎて

旅費の支給を行っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県会計規則第5条
-----	------------

## エ 財産の管理について

営繕工事により、自転車置場と物置を取得しているが、財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県公有財産管理規則第54条第2項
-----	--------------------

## オ 行政財産の使用許可について

行政財産の使用者から使用財産の現状変更届及び返還届が提出されていたにもかかわらず、必要な事務処理が行われず財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	広島県公有財産管理規則第61条
-----	-----------------

## カ 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

使用許可 財産	使用許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納 付期限	使用料 (年額)
土 地	電気線路設置	平成27年4月30日	平成27年5月11日	15,450円
		平成27年4月30日	平成27年5月11日	360円
	電柱等	平成27年4月30日	平成27年5月11日	2,270円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

## キ 工事請負契約における請書の徴取について

工事請負契約では、150万円未満の契約については請書を徴取することになっているが、次の工事において請書の徴取が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

工事名	広島学園物置設置工事 広島学園自転車置場設置工事
根 拠	建設工事執行規則第9条第2項

## 【改善を求める事項】

### 事務処理の改善について

県立広島学園においては、今回の監査で数多くの事務処理の誤りや遅延が見受けられたところである。今後は、このようなことがないように、職員に対する研修の実施やチェック体制の確立など、事務処理の適正化に向け、組織的な取組を徹底する必要がある。

## 10 動物愛護センター

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 狂犬病の予防，動物愛護思想の普及啓発，犬及びねこの引取り，疾病・負傷動物の収容，動物取扱業の登録・指導，特定動物の飼養許可，人畜共通感染症の調査研究
- ・所在地 三原市本郷町南方8915番地2
- ・組織体制 2課（総務課，指導課）
- ・職員数 10人(17人)  
(平成27年4月1日現在の常勤職員数。( )内は非常勤職員数。)

#### ・主な事業実績（平成26年度）

##### ア 相談等の受付状況

(単位：件)

区分	保護 依頼	引取 依頼	放し 飼い	咬傷 事故	多頭 飼育	行方 不明	拾得	負傷 疾病 収容	譲渡 希望	返還 希望
件数	511	306	28	77	14	852	124	81	249	16

区分	愛護 教室	飼育 相談	しつけ 方教室	糞尿	鳴き声	給餌に よる迷惑	動物 取扱業	その他	計
件数	27	24	24	22	65	88	91	371	2,970

※ その他の内容は，返還希望，定点確認及び保護機設置依頼等である。

##### イ 動物保護等の状況

(単位：頭)

区分	定点 引取	持参	センター動物保護		計	譲渡	返還	処分
			保護	引取				
犬	202	635	133	606	1,576	479	32	1,065
ねこ	821	987	-	50	1,858	128	9	1,721
計	1,023	1,622	133	656	3,434	607	41	2,786

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 11 西部農林水産事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部農林水産事務所呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 27 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	107 人	8 課	農村振興課，水産課，水産第二課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課，林務第三課
西部農林水産事務所呉農林事業所	38 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課
西部農林水産事務所東広島農林事業所	40 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において，建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき，あらかじめ市町長に対し建設工事の通知を行うべきところ，これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	(西部農林水産事務所) 県営広域営農団地農道整備事業芸北 4 期地区芸北トンネル工事 (平成 22～26 年度) (西部農林水産事務所東広島農林事業所) 県営ため池等整備事業原田池地区 堤体工事 (平成 24～26 年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第 11 条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第 8 条第 1 項第 2 号

## 12 西部畜産事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事  
畜産物の生産及び流通に関する事  
家畜の改良増殖に関する事  
草地の造成及び改良に関する事  
畜産経営に係る環境整備に関する事  
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事  
動物用薬事に関する事  
飼料の安全に関する事 など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・ 組織体制 (人数は, 平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

人数	課等の数	課名等
37人	3課	畜産振興課, 防疫課, 病性鑑定課

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。



### 13 西部家畜保健衛生所

#### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること  
家畜の増殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること  
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること  
獣医事に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域

所在地	所管区域
東広島市西条御条町1番15号	広島市, 呉市, 竹原市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸郡, 山県郡, 豊田郡

- ・ 職員数 2人 (平成27年4月1日現在の常勤職員数)  
ただし, 西部畜産事務所長及び次長が兼職

#### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 14 東部建設事務所

### (1) 機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること、道路・河川などの維持管理に関すること、公共用地の取得に関すること など
- ・所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は、平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	109人	9課1班 1推進事業所	事業調整特別班，管理課，用地課，維持第一課，維持第二課，工務第一課，工務第二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設事業課，鞆地区まちづくり推進事業所
東部建設事務所三原支所	84人	6課1班	事業調整特別班，建設総務課，管理課，用地課，維持課，工務第一課，工務第二課

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ、これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

契約名	(東部建設事務所) 主要地方道 福山鞆線 道路災害防除工事（水呑大橋）（平成27年度） (東部建設事務所三原支所) 地方港湾 生口港 港湾局部改良工事（平成26年度）
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第8条第1項第2号

#### 【改善を求める事項】

#### 道路・河川等占用料の請求漏れ等について

平成26年10月に判明した道路・河川等の占用許可に係る占用料の請求漏れ等については、土木建築局において全建設事務所に対し、再度請求漏れ等の有無や原因の調査が行われているところであり、これを受けて改善すべき課題や問題点を整理して業務改善計画が策定されることとなっている。

なお、未調定の主な原因として、年度をまたがる案件に係る事務引き継ぎが不十分なことが掲げられていることから、建設事務所においては事務引継ぎを徹底するとともに、組織的なチェック体制の確立を図るなど再発防止に取り組む必要がある。（東部建設事務所・東部建設事務所三原支所）

## 15 北部建設事務所

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 道路・河川などの整備に関すること  
道路・河川などの維持管理に関すること  
公共用地の取得に関すること など
- ・ 所在地, 所管区域 (所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市, 庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・ 組織体制 (人数は, 平成27年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
北部建設事務所	46人	5課 1班	事業調整特別班, 管理課, 用地課, 維持課, 工務課, 建築課
北部建設事務所庄原支所	43人	3課 1班	事業調整特別班, 管理用地課, 土木課, 庄原ダム建設事業課

### (2) 監査の結果

#### 【指摘事項】

#### 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) に基づき, あらかじめ市長に対し建設工事の通知を行うべきところ, これが行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(北部建設事務所庄原支所)

契約名	一級河川江の川水系 西城川 河川維持修繕工事 (平成26年度)
根拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令 第8条第1項第2号

#### 【改善を求める事項】

#### 道路・河川等占用料の請求漏れ等について

平成26年10月に判明した道路・河川等の占用許可に係る占用料の請求漏れ等については, 土木建築局において全建設事務所に対し, 再度請求漏れ等の有無や原因の調査が行われているところであり, これを受けて改善すべき課題や問題点を整理して業務改善計画が策定されることとなっている。

なお, 未調定の主な原因として, 年度をまたがる案件に係る事務引き継ぎが不十分なことが掲げられていることから, 建設事務所においては事務引き継ぎを徹底するとともに, 組織的なチェック体制の確立を図るなど再発防止に取り組む必要がある。(北部建設事務所・北部建設事務所庄原支所)

## 16 歴史博物館

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 郷土の歴史に関する資料の収集、保管、展示及び資料に関する専門的、技術的な調査研究
- ・ 所在地 福山市西町二丁目4番1号  
(分館) 頼山陽史跡資料館 広島市中区袋町5番15号
- ・ 職員数 12人(平成27年4月1日現在の常勤職員数)
- ・ 主要事業実績(平成26年度)

(単位:人,千円)

常設展		企画展・特別展		合計	
入館者数	入館料	入館者数	入館料	入館者数	入館料
37,813	2,090	31,474	22,573	69,287	24,663

### (2) 監査の結果

#### 【検討要請事項】

#### ア 入館券の管理について

利用者区分が大学生の個人用の入館券について、使用実績に比べ過剰な在庫があったことから、今後の入館券の作成に当たっては、在庫数量や使用見込量を十分勘案し、適正な管理に努めていただきたい。

#### イ 常設展の前売券について

常設展に係る入館券として前売券を作成し、交付しているが、条例や規則等に前売区分の定めはなく、また、入館料も当日券と前売券とに違いは無いことから、前売券の発行の見直しについて検討していただきたい。

## 17 福山北警察署

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 福山市神辺町大字新道上三丁目 14 番
- ・ 所管区域 福山市北部及び神石郡神石高原町
- ・ 管内面積 648.44 km<sup>2</sup>
- ・ 管内人口 136,228 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）
- ・ 組織体制 8 課（警務課，留置管理課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数	153 人
非常勤職員数	15 人

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 18 尾道警察署

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 尾道市新浜一丁目7番34号
- ・ 所管区域 尾道市（一部区域を除く。）
- ・ 管内面積 206.45km<sup>2</sup>
- ・ 管内人口 106,943人（平成26年12月31日現在）
- ・ 組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成27年4月1日現在）
  - 常勤職員数 127人
  - 非常勤職員数 17人

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 19 府中警察署

### (1) 機関の概要

- ・ 主な業務 犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・ 所在地 府中市鵜飼町 542 番地 3
- ・ 所管区域 府中市
- ・ 管内面積 195.71 km<sup>2</sup>
- ・ 管内人口 41,747 人（平成 26 年 12 月 31 日現在）
- ・ 組織体制 7 課（警務課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）
  - 常勤職員数 57 人
  - 非常勤職員数 1 人

### (2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。